

令和3年6月17日

学校法人 西日本短期大学
理事長 溝口 虎彦 殿

監事 内田信行 

監事 柴田浩勝 

監 査 報 告 書

私立学校法第37条第4項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会計年度における学校法人の財産の状況、並びに理事の業務執行の状況について監査を実施しましたが、その概要は下記のとおりであります。

1. 予算の執行状況は、公正かつ効率的な使用に努めたものであったと認めます。
2. 支払資金の管理、運用の状況は、安全性、流動性、収益性の原則にてらして適正であったことを認めます。
3. 学校法人会計基準、ならびに公正妥当と認められる学校法人会計の原則に従って適法かつ正確に会計処理が行われた結果、会計帳簿、証憑書類、ならびに学校法人会計基準第4条に定められた資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、及びこれらの付属明細表等、ならびに財産目録等の計算書類は、学校法人の資産並びに財政の状態を正しく表示していることを確認しました。
4. 私立学校振興助成法第14条第3項の定めにより監査法人 北三会計社が実施した監査の結果について、所見を述べる事項はありません。
5. 理事の職務執行の状況については、所轄庁又は評議員会への報告、並びに評議員会の招集請求等をなすべき不正事項はありません。

以上のとおり、内部監査の概況について所見を述べ報告いたします。